

憲法96条の改悪を許すな

共産党・志位委員長が表明



日本共産党の志位和夫委員長は4月11日、国会内で記者会見し、改憲手続きを定めた憲法96条の改定をねらう動き（現行の「衆参各院の3分の2以上の賛成で発議」を「過半数で発議」に変えようとする）について、政治的ねらいやその本質について解明しました。

■ねらいは憲法9条の改悪

志位氏は「憲法96条改定の政治的なねらいは、改憲派の最大の目標である憲法9条改定に向けて、そのハードルを低くする、あるいは、国民に改憲の体験を積ませることで改憲に『慣れ』させるところにある」と指摘しました。

■「国民が国家権力を縛る」のが近代憲法 ——この本質を変えるのが96条改悪

「世界と比べ日本の憲法変えづらい」はウソ

	各国の憲法改定の手続き
日本	衆参各院の3分の2以上の賛成+国民投票
アメリカ	各院の3分の2以上の賛成+4分の3以上の州議会の承認(他の手続きもある)
フランス	各院の過半数の賛成+両院合同会議の5分の3以上の賛成(他に国民投票を経る手続きあり)
ドイツ	連邦議会の3分の2以上の賛成+連邦参議院の3分の2以上の賛成
韓国	国会の3分の2以上の賛成+国民投票

※衆院法制局資料から作成

志位氏は「同時に、憲法96条の改定は、「形式論」や「手続き論」にとどまらない重大な危険をもつ」と述べ、「近代において、憲法というのは、国家による権力の乱用から国民の自由を守るもの」と指摘。だからこそ「憲法改定の要件も、時の権力者の都合の良いように憲法を改定することが難しいようにされている」と解明しました。

その上で志位氏は「よく、日本の憲法は“世界でも特別に変えづらい”ということがいわれますが、これはウソだ」として左表のように事実を示しました。

そして、「憲法96条の規定を変えて、通常法律と同様の『過半数』ということにしてしまったら、憲法が時の権力者の都合が良いように簡単に変えられてしまうことになる」として、日本共産党はこうした96条改悪に反対し、9条をはじめ憲法の全条項を守り、日本の政治に生かす決意を表明しました。

憲法9条守りぬきます



日本の憲法は、9条をはじめ、基本的人権の尊重など世界に誇るべき内容をもっています。この憲法を政治に生かし、国民の生きる権利すらまともに保障しない今の政治を変えるために全力をあげます。



参議院東京選挙区予定候補

きら・よしこ

吉良よし子



前都議会議員(中野区)

うえき・こうじ

植木こうじ

東京
民報

ご意見・ご要望は 03-3370-0311、FAX 03-3370-0471
2013年4月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介し
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

日本共産党